

選択式トレーニング問題集の使い方

1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる **改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての **難易度** を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。(なお、長文の問題については一部構成が異なります。)
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収載(過去本試験問題を除く)。条文読込みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成28年から令和7年までの過去本試験問題を収載。本試験における合格基準点も掲載。(一部、当時のまま出題している問題や改正により改題させていただいた問題もあります。)

2 仕様

(1) 出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。

※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。

科目別講義テキストのみの販売はしていません。

(2) 形式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。(一部除く。)

また、過去本試験問題においては合格基準点を掲載。

※ **合格基準点** …本試験における合格基準点を表しています。

3 表示の意味

左 問題(左)ページ

- 改正項目**：問題文見出しの右横に **改正** が付いているものは、改正箇所であることを示しています。
- 難易度ランク**：難易度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難易度が高い順に、**A・B・C**とランク付けしています。
 - 難易度 A** …選択式問題の対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題
 - 難易度 B** … **難易度 A** ランクの問題と、**難易度 C** ランクの問題が混在した問題
 - 難易度 C** …択一式問題の対策として学習をしておけば、解答しやすい問題
- Check欄**：Check欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご活用下さい。
- 選択肢**：5空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

<p>第1章 雇用保険法</p> <p>問題1 目的 改正 難易度 A</p> <p>3 Check欄 A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/></p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が A した場合及び労働者について B となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する C を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、A の予防、雇用状態の是正及び D、労働者の能力の開発及び向上その他 E を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p> <p>4 選択肢</p> <table border="1"> <tr> <td>① 完全雇用の達成</td> <td>⑩ キャリアコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>② 教育訓練</td> <td>⑪ 均等な待遇の確保</td> </tr> <tr> <td>③ 経済の健全な発展</td> <td>⑫ 公共職業訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用機会の増大</td> <td>⑬ 雇用条件の向上</td> </tr> <tr> <td>⑤ 雇用の継続が困難</td> <td>⑭ 雇用の需要と供給が不均衡</td> </tr> <tr> <td>⑥ 再就職</td> <td>⑮ 辞職</td> </tr> <tr> <td>⑦ 失業</td> <td>⑯ 就業の機会が縮小</td> </tr> <tr> <td>⑧ 職業指導</td> <td>⑰ 職業生活上の環境の整備改善</td> </tr> <tr> <td>⑨ 職業能力の開発が困難</td> <td>⑱ 退職</td> </tr> <tr> <td>⑲ 離職</td> <td>⑳ 労働者の福祉の増進</td> </tr> </table>	① 完全雇用の達成	⑩ キャリアコンサルティング	② 教育訓練	⑪ 均等な待遇の確保	③ 経済の健全な発展	⑫ 公共職業訓練	④ 雇用機会の増大	⑬ 雇用条件の向上	⑤ 雇用の継続が困難	⑭ 雇用の需要と供給が不均衡	⑥ 再就職	⑮ 辞職	⑦ 失業	⑯ 就業の機会が縮小	⑧ 職業指導	⑰ 職業生活上の環境の整備改善	⑨ 職業能力の開発が困難	⑱ 退職	⑲ 離職	⑳ 労働者の福祉の増進	<p>第1章 雇用保険法</p> <p>解答</p> <p>A ⑩ 失業 (法1条) B ⑮ 雇用の継続が困難 (法1条) C ⑧ 教育訓練 (法1条) D ⑤ 雇用機会の増大 (法1条) E ⑱ 労働者の福祉の増進 (法1条)</p> <p>5 完成文</p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p>
① 完全雇用の達成	⑩ キャリアコンサルティング																				
② 教育訓練	⑪ 均等な待遇の確保																				
③ 経済の健全な発展	⑫ 公共職業訓練																				
④ 雇用機会の増大	⑬ 雇用条件の向上																				
⑤ 雇用の継続が困難	⑭ 雇用の需要と供給が不均衡																				
⑥ 再就職	⑮ 辞職																				
⑦ 失業	⑯ 就業の機会が縮小																				
⑧ 職業指導	⑰ 職業生活上の環境の整備改善																				
⑨ 職業能力の開発が困難	⑱ 退職																				
⑲ 離職	⑳ 労働者の福祉の増進																				

右 問題(右)ページ

- 完成文**：問題文の空欄に解答語句を当てはめた文章です。空欄箇所以外の重要な語句も確認することができます。

4 よくある質問

〔1〕 択一式対策の学習と選択式対策の学習はどっちが重要？

まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

〔2〕 全ての問題を解いている時間がない…

難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、**難易度 A・B・C**の順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧ください。

〔3〕 問題の解答方法

選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、5つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には4個に絞ることができます。この正解枝候補の4個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。A～Eの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

CONTENTS

改正 は、改正箇所の問題です。

難易度 A・B・C は、問題の難易度ランクです。

第1章 労働者災害補償保険法

	難易度	
問題1 目的等	A	2
問題2 保険給付の種類等	A	6
問題3 過労死認定基準、精神障害の認定基準	B	10
問題4 通 勤	A	14
問題5 逸脱・中断	A	16
問題6 業務災害に関する保険給付	B	20
問題7 療養補償給付	B	22
問題8 療養の給付に係る一部負担金	C	26
問題9 休業(補償)等給付	C	28
問題10 傷病補償年金	C	30
問題11 障害等級の認定	C	32
問題12 障害補償年金前払一時金	B	34
問題13 障害補償年金差額一時金	B	38
問題14 介護補償給付の額	A	40
問題15 遺族補償年金の受給資格	C	44
問題16 遺族補償年金の額の改定、支給停止	B	46
問題17 遺族補償年金の受給権の消滅	C	50
問題18 遺族補償一時金	B	54
問題19 受給資格の欠格、葬祭料	B	56
問題20 二次健康診断等給付	A	60

問題21	支給制限等	B	64
問題22	給付基礎日額	A	68
問題23	休業給付基礎日額	B	70
問題24	年金の支給期間等、死亡の推定	B	74
問題25	未支給の保険給付	B	78
問題26	支払の調整	A	82
問題27	代位取得、控除等	B	86
問題28	事業主の損害賠償責任との調整	A	90
問題29	事業主からの費用徴収(1)	A	94
問題30	事業主からの費用徴収(2)	B	98
問題31	受給権の保護、保険給付の非課税、費用の負担	B	100
問題32	社会復帰促進等事業	A	102
問題33	定率・定額の特別支給金	B	106
問題34	算定基礎年額	A	108
問題35	中小事業主等の特別加入	B	112
問題36	一人親方の特別加入	B	114
問題37	特別加入の効果	B	118
問題38	受給者の届出	A	120
問題39	不服申立て	B	122
問題40	時効その他(1)	B	124
問題41	時効その他(2)、行政庁の権能	A	126

第2章 労働者災害補償保険法(過去本試験問題)

難易度

問題1	平成28年(改題)	C	130
問題2	平成29年(改題)	C	134
問題3	平成30年	C	136
問題4	令和元年(改題)	C	140
問題5	令和2年	B	144
問題6	令和3年	B	148
問題7	令和4年	B	152
問題8	令和5年	C	156
問題9	令和6年	C	160
問題10	令和7年	A	164

第3章 労働基準法及び労働安全衛生法(過去本試験問題)

難易度

	令和7年(労働基準法及び労働安全衛生法)	B	170
--	----------------------	---	-----

第1章

労働者災害
補償保険法

問題1 目的等

難易度 A

Check欄 A B C D E

- 1 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者()の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、 の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の 、当該労働者及びその遺族の援護、 等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 労働者災害補償保険は、上記1の目的を達成するため、業務上の事由、 の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の に関して保険給付を行うほか、 を行うことができる。
- 3 労働者災害補償保険法においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。ただし、国の直営事業及び官公署の事業(労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。)については、労働者災害補償保険法は、適用しない。
- 4 労働者災害補償保険法に基づく政令及び厚生労働省令並びに労働保険徴収法に基づく政令及び厚生労働省令(労働者災害補償保険事業に係るものに限る。)は、その草案について、労働政策審議会の意見を聞いて、これを制定する。

選択肢

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 救済事業 | ② 兼業事業労働者 |
| ③ 健康回復の促進 | ④ 雇用環境の整備の促進 |
| ⑤ 社会復帰促進等事業 | ⑥ 社会復帰の促進 |
| ⑦ 就業の促進 | ⑧ 職場復帰の促進 |
| ⑨ 適正な労働条件の確保 | ⑩ 特定事業労働者 |
| ⑪ 副業事業労働者 | ⑫ 複数事業労働者 |
| ⑬ 負傷、疾病、死亡等 | ⑭ 負傷、疾病、障害、死亡 |
| ⑮ 負傷、疾病、障害、死亡等 | ⑯ 負傷、疾病、障害等 |
| ⑰ 労働安全衛生事業 | ⑱ 労働環境整備事業 |
| ⑲ 労働環境の改善 | ⑳ 労働者の安全及び衛生の確保 |

解 答

- A ⑫ 複数事業労働者 (法1条、2条の2)
- B ⑮ 負傷、疾病、障害、死亡等 (法1条、2条の2)
- C ⑥ 社会復帰の促進 (法1条)
- D ⑳ 労働者の安全及び衛生の確保 (法1条)
- E ⑤ 社会復帰促進等事業 (法2条の2)

完成文

- 1 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者(複数事業労働者)の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 労働者災害補償保険は、上記1の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。
- 3 労働者災害補償保険法においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。ただし、国の直営事業及び官公署の事業(労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。)については、労働者災害補償保険法は、適用しない。
- 4 労働者災害補償保険法に基づく政令及び厚生労働省令並びに労働保険徴収法に基づく政令及び厚生労働省令(労働者災害補償保険事業に係るものに限る。)は、その草案について、労働政策審議会の意見を聞いて、これを制定する。

問題2 保険給付の種類等

難易度 A

Check欄 A B C D E

- 1 労働者災害補償保険法による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。
- ア 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡(業務災害)に関する保険給付
- イ 複数事業労働者(負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない二以上の事業に同時に使用されていた労働者を含む。)の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡()に関する保険給付(アに掲げるものを除く。)
- ウ 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡(通勤災害)に関する保険給付
- エ
- 2 業務災害による疾病は、 別表第1の2に掲げられている。同表第11号の「その他 」については、業務災害と扱われるが、このためには、業務と疾病との間に がなければならない。
- 3 による疾病の範囲は、 別表第1の2第8号及び第9号に掲げる疾病(脳・心臓疾患及び精神障害)その他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病とする。
- 4 通勤による疾病の範囲は、通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病とする。

選択肢

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 蓋然的関係 | ② 業務上の事故による疾病 |
| ③ 業務上の負傷に起因する疾病 | ④ 業務と因果関係のある疾病 |
| ⑤ 業務に起因することの明らかな疾病 | |
| ⑥ 条件関係 | ⑦ 相当因果関係 |
| ⑧ 特別支給金 | ⑨ 二以上業務災害 |
| ⑩ 二以上業務通勤災害 | ⑪ 二次健康診断等給付 |
| ⑫ 年金たる保険給付 | ⑬ 必然的關係 |
| ⑭ 複数業務通勤災害 | ⑮ 複数業務要因災害 |
| ⑯ 労災就学援護費 | ⑰ 労働基準法施行規則 |
| ⑱ 労働基準法施行令 | |
| ⑲ 労働者災害補償保険法施行規則 | |
| ⑳ 労働者災害補償保険法施行令 | |

解 答

- A ⑮ 複数業務要因災害 (法7条)
- B ⑪ 二次健康診断等給付 (法7条)
- C ⑰ 労働基準法施行規則 (労働基準法施行規則35条、則18条の3の6)
- D ⑤ 業務に起因することの明らかな疾病
(労働基準法施行規則別表第1の2)
- E ⑦ 相当因果関係 (最判S51.11.12)

完成文

- 1 労働者災害補償保険法による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。
 - ア 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡(業務災害)に関する保険給付
 - イ 複数事業労働者(負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない二以上の事業に同時に使用されていた労働者を含む。)の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡(複数業務要因災害)に関する保険給付(アに掲げるものを除く。)
 - ウ 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡(通勤災害)に関する保険給付
 - エ 二次健康診断等給付
- 2 業務災害による疾病は、労働基準法施行規則別表第1の2に掲げられている。同表第11号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」については、業務災害と扱われるが、このためには、業務と疾病との間に相当因果関係がなければならない。
- 3 複数業務要因災害による疾病の範囲は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号及び第9号に掲げる疾病(脳・心臓疾患及び精神障害)その他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病とする。
- 4 通勤による疾病の範囲は、通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病とする。